

令和2年度黒い雨体験者相談・支援事業について

社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627
広島県被爆者支援課 ☎513-3109

原子爆弾投下直後に降った黒い雨により、今も健康に不安を持っている人へ、保健師や医師、臨床心理士が相談に応じます。

1 対象者

被爆者健康手帳または第一種健康診断受診者証を持っていない人で、海田町などが被爆地域の拡大を求めた地域において原爆投下直後に黒い雨を体験し、健康不安のある人

2 事業内容

1 保健師・医師・臨床心理士による相談

- (1) 町の保健師による相談
町の保健師が黒い雨による健康不安を抱いている皆さんの健康相談に応じます。
- (2) 県の保健師による相談
町の保健師による相談、巡回相談会などの利用が難しい人の自宅に広島県の保健師が訪問して相談に応じます。
- (3) 医師などの相談会（広島市中心部で会場を設け年2回実施）
保健師相談の結果、さらに相談または支援が必要と思われる人の相談に医師や臨床心理士が応じます。
- (4) 巡回相談会（安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区、安芸太田町、北広島町に会場を設けて実施）
保健師相談、医師相談および臨床心理士相談までを一括して実施します。

2 健康診断費、交通費の助成

- (1) 健康診断費の助成
相談の参考とするため、特定健康診査や海田町が実施するがん検診を受診し、医師等相談会または巡回相談会にその結果を持参し、医師による相談を受けた人は、年1回に限り、受診に要した自己負担額を助成します。（事後払い）

(2) 交通費の助成

町相談窓口、巡回相談会および医師などの相談会に参加するため、公共交通機関や介護タクシーなど（対象者が外出困難である場合または公共交通機関などを利用できない場合に限り）を利用し、400円以上の交通費を負担した人は、その交通費を助成します。（事後払い）

※くわしくは、予約時に相談してください。

3 予約方法

相談を受けるためには、予約が必要です。
電話で社会福祉課（役場1階）・もしくは
広島県被爆者支援課（☎（専用ダイヤル）504-2613）へ

4 相談日程

1 海田町保健師による相談

社会福祉課（役場1階）に問い合わせてください。

2 巡回相談会

期 日	場 所	予約締切日
7月16日(木)	安佐公民館	7月 2日(木)
8月20日(木)	湯来南公民館	7月30日(木)
9月10日(木)	安佐南区総合福祉センター	8月27日(木)
10月29日(木)	川・森・文化・交流センター(安芸太田町)	10月15日(木)
11月12日(木)	安佐北区総合福祉センター	10月29日(木)
12月17日(木)	佐伯区役所別館	12月 3日(木)
1月21日(木)	安芸区総合福祉センター	12月24日(木)
2月 4日(木)	安公民館	1月21日(木)

※健康診断結果の写しなど、ご自身の最近の健康状態が分かるものを持ってきてください。
※新型コロナウイルスの感染拡大予防のため延期・中止となる場合があります。

3 県保健師による個別訪問相談

広島県被爆者支援課に問い合わせてください。

被爆二世健診について

社会福祉課 ☎823-9207
☎823-9627

広島県では、被爆者二世の人の健康管理に役立てていたため、健康診断を行います。

1 対象者

- 両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する人
- ・広島被爆にあつては、昭和21年6月1日以降に生まれた人
 - ・長崎被爆にあつては、昭和21年6月4日以降に生まれた人

2 申し込み方法

社会福祉課（役場1階）や公民館などに備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、広島県被爆者支援課へ申し込んでください。

広島県のホームページからも電子申請によって申し込むことができます。

3 申し込み期間

6月1日(月)～令和3年1月31日(日)まで（消印有効）

4 期 間

6月10日(木)～令和3年2月28日(日)まで

5 検査費用

無料

※精密検査で限度額を超えた部分は自己負担となります。くわしくは被爆者二世検診お知らせを確認してください。